

国土交通省規制改革の総点検において新たに対応することとしたもの

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-1	総合政策局	公有地の拡大の推進に関する法律の見直し（土地開発公社が先買い制度により取得した長期保有土地の用途制限の緩和）	公有地の拡大の推進に関する法律第9条の規定により、同法第6条の土地の買取り協議手続により先買いされた土地は、都市施設に関する事業や収用適格事業及びこれらに準ずる事業（公的主体が行う住宅用宅地の譲渡に関する事業等）又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならない。	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第9条同施行令（昭和47年政令第284号）第5条	先買い制度により取得した土地については、地方公共団体等における当該土地に関する実態調査を踏まえ、一層の有効活用を図るため、取得後10年を経過し、かつ、都市計画の変更等により将来にわたり都市施設・収用対象事業等の用に供される見込みがないと認められるときは、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する一定の事業への用途緩和を可能とする所要の改正を行う。 【今国会に公有地の拡大の推進に関する法律の改正案を提出】
A-2	観光部門	通訳ガイド試験の評価方法の絶対評価への変更	通訳ガイド試験の外国語筆記試験は、相対評価により実施している。	通訳案内士法第12条第1項 通訳案内士法施行規則第7条	○先般の通常国会において、通訳ガイドの参入規制の緩和、通訳ガイド試験の実施基準の法定化等を内容とする通訳案内業法等の一部改正法が成立したことを受けて、「通訳案内業にかかる訪日外国人接客向上調査検討委員会」を立ち上げ、試験問題の内容・レベルの適正化に向けた議論を行った。 ○本委員会における議論を踏まえ、「通訳案内士試験ガイドライン」を策定し、平成18年度より、通訳ガイド試験における外国語筆記試験の評価方法を相対評価から絶対評価へと変更することとした。 【平成17年度中に「通訳案内士試験ガイドライン」を策定予定】
A-3	観光部門	他の試験の合格者に対する通訳ガイド試験の一部科目の免除	通訳ガイド試験の筆記試験は、①外国語、②日本地理、③日本歴史、④産業、経済、政治及び文化に関する一般常識について行う。	通訳案内士法第7条 通訳案内士法施行規則第3条	○先般の通常国会において、通訳ガイドの参入規制の緩和、通訳ガイド試験の実施基準の法定化等を内容とする通訳案内業法等の一部改正法が成立したことを受けて、「通訳案内業にかかる訪日外国人接客向上調査検討委員会」を立ち上げ、試験問題の内容・レベルの適正化に向けた議論を行った。 ○本委員会における議論を踏まえ、平成18年度より、通訳ガイド試験の筆記試験において、 ①旅行業務取扱管理者試験に合格した者については日本地理の科目を、 ②（財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者については外国語（英語）の科目を、 ③歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史一級又は日本史二級に合格した者については日本歴史の科目を、 それぞれ免除することとした。 【①平成18年3月15日に通訳案内業法施行規則を改正（平成18年4月1日施行）、②③平成18年3月22日に告示を制定】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-4	観光部門	通訳ガイド試験への科目合格制度の導入	通訳ガイド試験の筆記試験に合格するためには、一回の試験で全ての筆記試験の科目について合格基準に達しなければならない。	通訳案内士法第7条 通訳案内士法施行規則第3条	○先般の通常国会において、通訳ガイドの参入規制の緩和、通訳ガイド試験の実施基準の法定化等を内容とする通訳案内業法等の一部改正法が成立したことを受けて、「通訳案内業にかかる訪日外国人接客向上調査検討委員会」を立ち上げ、試験問題の内容・レベルの適正化に向けた議論を行った。 ○本委員会における議論を踏まえ、平成18年度より、通訳ガイド試験の筆記試験の一部の科目について合格基準に達した者が、次回の通訳ガイド試験を受験する場合は、当該科目(外国語については同じ種類の外国語に限る。)についての筆記試験を免除することとした。 【平成18年3月15日に通訳案内業法施行規則を改正(平成18年4月1日施行)】
A-5	土地・水資源局	施行者から譲り受けた宅地における建築義務期間の緩和	施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者は、原則として、譲受けの日の翌日から3年以内に、処分計画に定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない。	新住宅市街地開発法第31条	近年、住宅性能等の多様化・高度化に伴い、住宅の着工準備・検討にかかる期間が伸びており、建築完了まで3年以上を要する者が増大しているほか、退職後の居住など中期的なライフプランを有する顧客層への対応も求められる状況となっている。 このような住宅に対する需要の動向に対応し、良好な住宅地の形成を促進する観点から、施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者に対する建築物の建築義務期間を原則3年以内から5年以内に緩和する。 【今国会に新住宅市街地開発法改正法案を提出】
A-6	都市・地域整備局	宅地造成工事規制区域内における開発許可に関する事務処理の合理化	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。また、都道府県知事等が定める宅地造成工事規制区域内で宅地造成に関する工事を行うおうとする場合、造成主は都道府県知事等の許可を受けなければならない。	都市計画法第29条 宅地造成等規制法第8条	開発許可の技術基準の見直しに伴い、規制の合理化を図るため、宅地造成工事規制区域内で開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成に関する工事の許可を不要とする。 【今国会に宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案を提出】
A-7	都市・地域整備局	自動二輪車駐車場の整備促進 (駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大)	駐車場法上の「自動車」を定義	駐車場法2条4号	自動二輪車の駐車場の整備を促進するため、駐車場法の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含める。 【今国会に駐車場法の改正案を提出】
A-8	都市・地域整備局	駐車場の利用の態様に関する周知 (①公的駐車場を附置義務駐車施設等に活用 ②路外駐車場の一部の区画を指定して月極駐車場として利用 ③道路管理者が設置する有料道路駐車場を自動車庫として利用)	路外駐車場を「道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供するもの」と定義	駐車場法2条2号	駐車場法は、駐車場の利用の態様を規制しておらず、いずれのケースについても、現行法において対応可能である旨を、平成17年度の駐車場政策担当者会議で周知。 【平成17年度担当者会議で周知】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-9	河川局	2級河川及び準用河川などの小規模河川の縦断占用許可基準の緩和	「工作物設置許可基準について」(平成6年9月22日建河治第72号河川局治水課長通達)において、治水上の支障がないものを除き管類等を縦断方向に設置しないことを基本とする旨規定している。	河川法第26条第1項、第27条第1項 河川敷地占用許可準則第八—2—五 工作物設置許可基準第17	管類等の縦断方向の占用は、治水上の支障について各河川管理者が適切に判断して許可しているところであるが、現場での判断を容易にするよう、既存の許可実績の事例集に、小規模河川の縦断占用に係る許可事例を充実させ平18年度中に公表する。 【平成18年度中に事例集を改定、公表】
A-10	河川局	ダム貯水池における裸地の軽減【ダムの操作規則の緩和】	多目的ダムの操作規則は、関係都道府県知事等の意見を聞いた上で国土交通大臣が定めることとなっている。	特定多目的ダム法第31条	景観保全のみのために洪水調節機能を放棄するような操作規則の変更は困難であるが、ダム貯水池における裸地の軽減は全国的な課題であることから、新たにダム湖岸の緑化手法について検討し、平成17年度中に手引きをとりまとめるとともに、各地整1ダム以上試行的に裸地の緑化を実施する。 【平成17年度中に手引き作成、平成18年度から各地整にて試行的実施】
A-11	河川局	環境用水を目的とした水利使用許可の取扱い基準の新たな策定	水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水(環境用水)に係る水利使用については、他の水利使用と同様、河川法第23条に基づく河川管理者の許可が必要である。	河川法第23条	水路等への通水により水環境を整えたいという住民、地域のニーズの強い高まりを受け、今回、環境用水を通水しようとする場合の河川法上の水利使用許可の取扱い基準を新たに策定し、従前より行っていた河川事業による導水と併せ、「まちの清流」の再生を始めとする地域の水環境の改善を両面からサポートする。 【平成18年3月20日通達発出】
A-12	道路局	道路占用制度による路上自転車駐車場の設置	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路法第32条 道路法施行令第7条	自転車の駐車対策を行うことにより、安全かつ円滑な道路環境を確保するため、自転車駐車場を設置した場合でも一定の歩道有効幅員が確保される等、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの無い範囲内において、平成18年度中に一定の占用主体による歩道上への自転車駐車場の占用が可能となるよう措置する。 【平成18年度中に道路法施行令を改正】
A-13	住宅局	開発許可に関する事務処理の合理化(擁壁の建築確認等の省略)	高さ2mを超える擁壁の築造に際しては、建築主事又は指定確認検査機関の建築確認を受けなければならない。	建築基準法第88条第1項、建築基準法施行令第138条、第142条	開発許可の技術基準の見直しに伴い、規制の合理化を図るため、建築基準法等の規定を整理し、都市計画法による開発許可を要する擁壁については、建築基準法の確認検査等を不要とする。 【国会に宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案を提出】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-14	鉄道局	鉄道事業の営業報告事項に係る見直し	鉄道事業者は、その業務及び経理の状況について、毎事業年度、国土交通大臣に報告しなければならない。	鉄道事業法第55条 鉄道事業等報告規則第2条 鉄道事業会計規則別表第2	近年、頻繁に会計制度が改正され、これに伴い鉄道事業会計規則の改正と営業報告書における会計の整理の変更が頻繁に生じていることから、鉄道事業者の負担軽減を図るため、鉄道事業者が貸借対照表や損益計算書と共に提出する各種の明細表等の報告書類について、大幅な削減又は簡素化を行うことを平成18年度中に検討し、措置する(省令改正)。 【平成18年度中に検討・結論】
A-15	自動車交通局	自家用貨物自動車の使用届出の廃止	最大積載量5トンの以上の自家用貨物自動車を使用する場合には、国土交通大臣への届出を要する。	道路運送法第78条	事業者における申請者負担を軽減するため、最大積載量5トンの以上の自家用貨物自動車を使用する場合の国土交通大臣への届出を不要とする。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-16	自動車交通局	自家用自動車の共同使用許可の廃止	自家用自動車を共同で使用する場合には、国土交通大臣の許可を要する。	道路運送法第79条	自家用自動車の共同使用の許可については、許可実績が乏しく制度の存在意義が薄いことから、廃止する。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-17	自動車交通局	リース事業の許可制の廃止	自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。	道路運送法第80条第2項	リース事業(借受人が自家用自動車の使用者の場合)の許可については、営業類似行為防止の観点から許可制としてきたところであるが、リース事業は企業が金融負担や車両管理業務負担を軽減する観点から行われることが一般的であり、事業許可の脱法行為として行われる恐れは極めて小さいことから、リース事業については、国土交通大臣の許可を不要とする。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-18	自動車交通局	大型特殊自動車のレンタカーに係る有償貸渡許可の廃止	大型特殊自動車のレンタカーに係る有償貸渡しには、許可が必要である。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	許可実績が乏しく制度の存在意義が薄いため、平成17年度中に大型特殊自動車のレンタカーに係る許可を廃止する。 【平成17年度中に通達を改正】
A-19	自動車交通局	レンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式の統一化	運輸支局毎にレンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式が異なる。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)	申請者の利便性確保を図るため、運輸支局ごとに異なるレンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式について、平成17年度中に全国で統一化する。 【平成17年度中に通達を改正】
A-20	自動車交通局	タクシー特別監視地域と緊急調整地域の指定要件の見直し	特定の地域において通達の定める指定要件を満たした場合に特別監視地域又は緊急調整地域の指定を受ける。	道路運送法第8条 緊急調整地域の指定等について(国自旅第102号平成13年10月26日)	緊急調整地域については、その制度の趣旨に照らして真に必要なかつ適切な地域に限って指定することが重要であり、平成17年9月の沖縄本島地域に係る緊急調整地域の指定にあたっての運輸審議会の答申においては、「指定の根拠が明確になるよう透明性の高い要件を定めるとともに、輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る指標を改善し、また、新規の指定と継続的な指定とを区別した新たな指定要件を年内に定めるべきである。」旨の指摘を受けたことを踏まえ、平成18年2月に通達を改正し、指定要件の厳格化、指標の適正化を図った。 【平成18年2月9日に通達を改正】
A-21	自動車交通局	セダン型車両による福祉有償運送の全国展開	NPO等がセダン型車両による福祉有償運送を行うには、構造改革特区の認定を受けなければならない。	道路運送法第80条第1項 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて(国自旅第240号平成16年3月16日)	地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、バス事業者やタクシー事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、NPO等による福祉有償運送を可能とする登録制度を創設する。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】



番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-22	自動車交通局	コミュニティバス・乗合タクシーに係る許認可基準の緩和	一般乗合旅客自動車運送事業者は上限運賃を定め認可を受けなければならない。	道路運送法第4条第1項、第21条第2号	コミュニティバス・乗合タクシー等に係る許可の取扱いについては、許可手続きの簡素化を図るため、平成17年3月30日国自旅第308号通達により、地域交通会議で協議が調った場合は、標準処理期間を短縮する等の許可基準の弾力化を行ったところである。 【「地域交通会議の設置並びにコミュニティバス及び乗合タクシーの許可基準の弾力化等について」平成17年3月30日国自旅第308号】 さらに、地域のニーズに応じた旅客輸送の確保等を図るため、一般乗合旅客自動車運送事業者においてコミュニティバスの導入にあたり、地域の関係者の合意がある場合には、運賃・料金規制を認可制から事前届出制に緩和することとした。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-23	自動車交通局	自動車登録事項等の請求・交付の電子化	登録事項等証明書は書面により交付している。	道路運送車両法第22条	自動車の取引や整備等における自動車ユーザーの利便性向上を図るため、十分な個人情報保護対策を講じつつ、現在行っている書面（登録事項等証明書）の交付に加え、電子閲覧等の電子的な提供を図るための制度を創設する。 【今国会に道路運送車両法改正法案を提出】
A-24	自動車交通局	大量の車両を変更・移転登録する際の手続きの簡素化	変更登録及び移転登録の申請を行うときは、自動車検査証記入申請を同時にしなければならない。	道路運送車両法第12条、第13条、第67条	自動車検査証から所有者情報を削除し、登録手続（変更・移転登録）と検査手続（車検証記載事項変更手続）を切り離すことで、所有者と使用者が異なる場合の所有者の登録手続の負担軽減を図ることが可能であるが、自動車の流通において簡便で確実な所有者の確認手続を確保する必要があるため、車検証に代わる確実な所有者の確認手段を確保するための必要な制度改正にかかる法律改正を今国会に提出した。 【今国会に道路運送車両法の改正案を提出】 なお、全国どこからでもオンライン申請が可能なワンストップサービスを、平成17年12月26日から東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県において新車新規登録手続について導入することとした。また、平成20年を目的に、全国において変更登録、移転登録を含む全手続に拡大することとしている。
A-25	自動車交通局	自動車登録番号標の出張封印代行業務の取扱範囲の拡大	自動車登録番号標の出張封印代行業務は、個人ユーザーに限って試験的に取扱いを認めている。	道路運送車両法第11条、第28条の3 道路運送車両法施行規則第13条 平成13年3月27日付国自管第22号「甲種受託者による出張封印の実施について」	自動車の登録申請者の負担軽減を図るため、これまで試行的に個人ユーザーに限って出張封印業務の取扱いを認めてきたところ、特段の問題も認められなかったことから、法人ユーザーの出張封印業務も取扱えることとした。 【平成17年度に通達改正済】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-26	自動車 交通局	ワンマンバスの構造要件 (通達)の告示化	ワンマンバスの構造要件に関しては、現在、 通達で定めている。	ワンマンバス構造要件 通達(昭和61年12 月12日地技第228号 地車第152号)	行政の透明化を図る観点から、通達を廃止し、国民に広く知らしめるため、ワンマン バスの構造要件を告示で定める。 【平成17年度中に告示を制定】
A-27	自動車 交通局	貨物軽自動車運送事業の 届出事項の簡素化	貨物軽自動車運送事業を經營しようとする 者は、營業所の名称・位置、事業用自動車 の概要その他の事項を記載した届出書を、 運行管理体制、施設の概要等を記載した書 類を添付して提出しなければならない。	貨物自動車運送事業 法第36条 貨物自動車運送事業 法施行規則第33条 貨物軽自動車運送事 業の經營届出等の取 扱いについて(平成15 年2月14日国自総第 465号、国自貨第81 号、国自整第185号)	貨物自動車運送事業者の届出における負担軽減を図るため、届出事項や添付資 料を簡素化する。 【平成18年度中に省令改正】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-28	自動車交通局	NPO等による自家用有償運送の制度化	NPO等が福祉有償運送や過疎地有償運送を行うには、許可が必要である。	道路運送法第80条第1項	NPO等による自家用自動車による有償運送については、道路運送法第80条第1項の例外許可を必要としていたところであるが、NPO等によるセダン型による福祉有償運送の全国展開に併せてNPO等による有償運送全体を見直し、これまでの例外許可から登録制として制度化する。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-29	自動車交通局	乗合事業の範囲の拡大	定期路線以外の乗合旅客運送を行うには、貸切事業の許可と乗合旅客の運送許可が必要である。	道路運送法第4条第1項、第21条第2号	地域の実情や利用者のニーズに応じた旅客輸送サービスの普及を促進するため、乗合タクシー等定期路線以外の乗合旅客の運送についても、道路運送法第4条の乗合事業の許可を受けることによりサービスの提供を可能とする。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-30	自動車交通局	レンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業の全国展開	無人の事務所によるカーシェアリングを行うためには構造改革特区の認定を受けなければならない。	道路運送法第80条第1項	無人の事務所によるカーシェアリングについては、平成16年4月より特区の認定を受けた地域でのみ認められていたところであるが、特段の弊害が見られなかったため、今年度中に全国展開する。 【平成17年度中に通達を改正】
A-31	自動車交通局	再封印業務の民間事業者への委託	再封印は、国土交通大臣(離島にあっては市町村長)のみが行える。	道路運送車両法第11条第3項	自動車登録番号標及び封印が毀損・滅失した場合や整備のための再封印業務について、自動車ユーザーの利便性の向上及び行政の効率化を図るため、封印取付受託者も行えるようにする。 【今国会に道路運送車両法改正法案を提出】
A-32	自動車交通局	新封印業務の離島市町村長への委託	離島の市町村長は、自動車登録番号標及び封印が毀損・滅失した場合の再封印のみを行える。	道路運送車両法第11条第1項	離島において、市町村長が再封印だけではなく、新車新規登録や変更登録において交付された自動車登録番号標の封印も行えるようにとの自動車ユーザーからの要望に応えるため、離島における市町村長も新封印を行えることができるようにする。 【今国会に道路運送車両法改正法案を提出】



番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-33	自動車交通局	自動車の登録・検査手続きの利便性向上	自動車の登録・検査については、地域ユーザーや自動車整備事業者への利便性向上と地域への活性化を図るため、一部の地域においては出張による登録・検査が行われている。	道路運送車両法第11条、第25条、第27条、第28条の3第1項及び第2項、第73条、第74条	新車新規登録手続きについては、全国どこからでもオンライン申請が可能なワンストップサービスを平成17年12月26日から東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県において導入したところであり、今後、対象地域や手続の拡大を行うこととしている。 【継続実施】
A-34	自動車交通局	青色回転灯の自動車への装備に係る手続きの簡素化	警察本部長から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きにより、青色回転灯の自動車への装備を認める。	道路運送車両の保安基準第55条 自動車交通局長依命通達「基準緩和と自動車の認定要領」第3(11) (平成16年11月9日国自技第133号改正)	警察本部長から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きにより、青色回転灯の自動車への装備を認めることとしていたが、手続きの簡素化を図るため、保安基準第55条の規定による基準の緩和の認定手続きを廃止する。 【平成17年度中に措置】
A-35	自動車交通局	自動車装置に係るECE規則(国連の相互承認協定に基づき制定される国際規則)の告示への直接引用の可能化	ECE規則を告示に記載する際、英文を日本語に翻訳して定めている。	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)	国内へのECE規則の導入の迅速化・簡素化を図るため、ECE規則を日本語に翻訳せず、直接告示に引用することを可能とする。 【適宜実施】
A-36	自動車交通局	ワンマンバスの乗降口に関する基準の緩和	ワンマンバスの乗降口は、2か所以上(一部のバスは1か所)、前扉は前車軸の前方部分に、後扉は車軸の間又は後車軸の後方部分に設けなければならない。	ワンマンバス構造要件通達(昭和61年12月12日地技第228号地車第152号)	ワンマンバスの普及促進を図るため、ワンマンバスの乗降口の数は特に規定せず、前扉を備える場所を、「前車軸の前方部分」から「運転者が運転者席において直接扉の開閉状態を確認できる位置」に緩和する。 【平成17年度中に通達を改正】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-37	自動車交通局	固定機能付きチャイルドシート(ISOFIX)に関する基準の策定	現在、固定機能付きチャイルドシート(ISOFIX)に係る規定は存在しない。	道路運送車両の保安基準第22条の5	チャイルドシートの不適正使用を防止するため、簡単・確実に固定できる固定機能付きチャイルドシート(ISOFIX)について基準を策定する。また、国連の車両等の型式認定相互承認規定に基づく相互承認対象装置とする。 【平成17年度中に省令改正を予定】
A-38	自動車交通局	乗用車等の後部中央座席における座席ベルトの基準の見直し	後部中央座席には二点式座席ベルト又は三点式座席ベルトを装備していなければならない。	道路運送車両の保安基準第22条の3	自動車の衝突時の被害を軽減する観点から、新車に関して、乗用車等の後部中央座席には三点式座席ベルトを装備しなければならないとする基準の見直しを行う。また、国連の車両等の型式認定相互承認規定に基づく相互承認対象装置とする。 【平成17年度中に省令改正を予定】
A-39	自動車交通局	補助制動灯の装備が義務付けられている車両の範囲の拡大化(乗用車から車両総重量3.5t以下の貨物自動車にまで拡大)	現在、乗用車には補助制動灯(リヤガラス上中央部等に設置され、制動灯と同時に点灯する灯)の装備が義務付けられている。	道路運送車両の保安基準第39条の2	追突事故防止の観点から、これまで対象となっていた乗用車に加え、車両総重量3.5t以下の貨物自動車(バン型車に限る。)に対象車両の範囲を拡大する。 【平成17年度中に省令改正を予定】
A-40	自動車交通局	高速自動車国道等において座席ベルトの装備が義務付けられている対象車両の見直し	現在、高速自動車国道及び自動車専用道路を走行する自動車(路線バス以外)には、全ての座席に二点式又は三点式座席ベルトの装備が義務付けられている。	道路運送車両の保安基準第22条の3	座席ベルトの装備を義務付ける車両を、60km/h以上の高速自動車国道及び自動車専用道路を走行する自動車とし、その対象車両の範囲を見直す。 【平成17年度中に省令改正を予定】
A-41	自動車交通局	従業員の服装規律に関する規定の廃止	一般旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業を除く)の従業員は、制服を着用しなければならない。	道路運送法第24条第1項	従業員の制服着用等については、利用者へのサービス提供に当たり、各事業者が事業経営上判断すべきものであり、法律において義務付ける必要がないと考えられることから、制服着用義務を廃止する。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】
A-42	自動車交通局	小児の無賃運送規定の廃止	一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の同伴する6歳未満の小児について、旅客一人につき少なくとも一人まで無賃で運送しなければならない。	道路運送法第26条第1項	小児の無賃運送については、国土交通大臣が定める標準運送約款において同様の規定を設けているところであり、法律において義務付ける必要がないと考えられることから、規定を廃止することとする。 【今国会に道路運送法改正法案を提出】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-43	自動車交通局	貨物自動車運送事業の連絡運輸協定に係る増車届出の廃止	事業用自動車の相互使用については、事前に事業用自動車数の変更の届出を要することとしている。	事業用自動車の相互使用通達(平成9年7月1日自貨第79号、自環第166号)	事業用自動車の相互使用について、手続きを簡素化し、事業者の負担の軽減を図るため、事前に提出を要する事業用自動車数の変更の届出を不要とする。 【平成18年度中に通達改正を予定】
A-44	自動車交通局	型式認証を受けていない自動車のうち排出ガス基準の非適用車両を定める規定(通達)の告示化及び型式認証を受けていない重量車(車両総重量3.5t超)に対する基準の適用	型式認証を受けていない自動車のうち排出ガス基準を非適用とする車両は告示に基づく通達で定められており、当該通達において、型式認証を受けていない重量車(車両総重量3.5t超)に対する排出ガス基準の適用については、現在、排出ガス試験の実施に係る技術的困難性等から、基準の適用が猶予されている。	・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について(依命通達)(国自技第151号国自環第134号平成15年10月1日)	型式認証を受けていない自動車のうち排出ガス基準を非適用とする車両については、現在、通達で定められているところ、行政の透明化を図る観点から、告示により定める。 また、現在、当該通達において、排出ガス基準が適用されていない型式認証を受けていない重量車(車両総重量3.5t超)(試作車等)について、排出ガス試験を実施することが可能となったことから、排出ガス基準の適用を行う。 【平成18年度中を予定】

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-45	海事局	苫小牧港における平水区域の範囲の拡大化	<p>平水区域は、船舶安全法施行規則第1条第6項により、</p> <p>①湖、川及び港内の水域 ②船舶安全法施行規則第1条第6項各号に掲げる水域と規定されている。</p> <p>この場合において、①の港内の水域とは、港則法に基づく港の区域の定めがあるものについては、その区域とする。ただし、気象・海象条件等に基づき、平水区域と認めることが適当でない水域については、船舶安全法施行規則第1条第6項ただし書きの規定に基づき、別に告示に定める区域を平水区域としている。</p> <p>船員法の規定は、港のみを航行する船舶に乗り組む者については適用されないこととしている(船員法第1条第2項第2号)。この港の範囲は、「港則法に基づく港の区域」として定めているが、港の区域の特例を政令で定めることができることとしている(船員法第1条第3項)。港の区域の特例は、船員法第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令において、告示(船員法第1条第2項第2号の港の区域を指定する件)により定めることとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶安全法施行規則第1条第6項</li> <li>船舶安全法施行規則第1条第6項ただし書きの港の区域を定める件(告示)</li> <li>船員法第1条第3項</li> <li>船員法第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令</li> <li>船員法第1条第2項第2号の港の区域を指定する件(告示)</li> </ul>	<p>苫小牧港の西港区と東港区の2つの平水区域の間にある沿海区域について、気象海象条件、緊急時の避難港への距離を考慮して平水区域の見直しを行った結果、陸岸から一定距離内の当該区域については平水区域に変更する。</p> <p>【平成18年度早期に「船舶安全法施行規則第1条第6項ただし書きの港の区域を定める件」を改正・施行予定】</p> <p>なお、これを受けて、当該区域を航行する船舶に乗り組む船員に係る船員法適用の見直しについても、今回新たに平水区域となる区域を船員法非適用区域とすることとする。</p> <p>【平成18年度早期に「船員法第1条第2項第2号の港の区域を指定する件」を改正・施行予定】</p>
A-46	海事局	東京湾、伊勢湾及び大阪湾の水先区の統合及び水先料金制度の見直し	<p>東京湾、伊勢湾及び大阪湾の三大湾においては、それぞれベイ(航行)水先区とハーバー(港内)水先区との複数水先区が設定されている(水先法施行令第1条)。</p> <p>また、水先料金については、水先業務は公益性が極めて高いことから、公平性を担保しつつ利用者の不利益の回避等を図るため、全国一律の基準による省令料金としている(水先法第22条)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水先法第1条の2第1項及び第2項、第11条、第22条</li> <li>水先法施行令第1条</li> </ul>	<p>(東京湾、伊勢湾及び大阪湾の水先区の統合)</p> <p>平成17年11月の交通政策審議会答申を受け、水先業務の効率化を図るため、東京湾、伊勢湾及び大阪湾内のベイ水先区とハーバー水先区を統合する。</p> <p>【平成18年度に水先法施行令を改正予定(平成19年4月施行予定)】</p> <p>(水先料金制度の見直し)</p> <p>平成17年11月の交通政策審議会答申を受け、業務運営の効率化等を促進するため、省令料金制度を廃止し、上限認可制を導入する。</p> <p>【今国会に水先法の一部を改正するための法案を提出(平成19年4月施行予定)】</p>
A-47	港湾局	外貿埠頭公社の民営化に伴う岸壁貸付料の算出基準の廃止	<p>外貿埠頭公社における岸壁等の貸付料の額は減価償却、修繕費、管理費、災害復旧引当金、貸倒引当金、支払利息等の費用額の合計を基準とし、かつ、岸壁等に係る外貿埠頭の建設に要した資金の償還を考慮して、埠頭公社が定めるものとされている。</p>	<p>外貿埠頭公社の解散及び業務承継に関する法律施行規則第5条第1項</p>	<p>特定外貿埠頭の管理運営主体である外貿埠頭公社を民営化し、民営化後の埠頭株式会社について、岸壁等貸付料の算出基準を廃止するなどの措置により、自らの経営判断に基づいて貸付料を設定できることとする。</p> <p>【今国会に外貿埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律の一部を改正する法案を提出】</p>

番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-48	港湾局	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業の全国展開 (公有水面埋立地の権利移転・設定に係る制限期間(10年)の短縮)	公有水面の埋立を行った者が、当該埋立地について権利移転・設定を行う場合、埋立の竣工認可の工事の日から10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可が必要である。	公有水面埋立法第27条	埋立地について権利移転・設定を行う場合については、構造改革特区に係る港湾内における特例措置として、制限期間である10年を5年に短縮する措置を講じているところ、今般、全国展開として、港湾内における5年を経過した埋立地については、港湾管理者の判断によりその後の許可を不要とする。 【今国会に港湾法改正法案を提出】
A-49	港湾局	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業の全国展開 (公有水面埋立地の用途変更に係る制限期間(10年)の短縮)	公有水面の埋立を行った者が、当該埋立地について用途変更を行う場合、埋立の竣工認可の工事の日から10年間は、免許権者(都道府県知事又は港湾管理者)の許可が必要である。	公有水面埋立法第29条	埋立地について用途変更を行う場合については、構造改革特区に係る港湾内における特例措置として、制限期間である10年を5年に短縮する措置を講じているところ、今般、全国展開として、港湾内における5年を経過した埋立地については、港湾管理者の判断によりその後の許可を不要とする。 【今国会に港湾法改正法案を提出】
A-50	港湾局	特定埠頭運営効率化推進事業の全国展開	構造改革特区の認定を受けることにより、港湾管理者は行政財産である特定埠頭を民間事業者に貸し付けることができる。	港湾法第54条第1項、第54条の2第1項	重要港湾において、民間事業者による長期・安定的な埠頭運営を図るため、構造改革特区における特例措置として、行政財産(岸壁、荷さばき施設等)を貸し付けることができるとしているところ、今般、全国展開として、重要港湾における行政財産の貸付けについては、港湾管理者の判断によりできることとする。 【今国会に港湾法改正法案を提出】
A-51	航空局	航空従事者技能証明に必要な年令及び飛行経歴等を証明する書類の提出期限の延長	航空従事者技能証明を受けるために必要な年令及び飛行経歴等を証明する書類は、当該証明に係る申請書の提出日から2年以内に提出しなければならない。(これらの書類は学科試験受験時には求めていないが、証明書の交付までに提出されていなければならない。)	航空法第23条、第26条 航空法施行規則第42条	航空従事者技能証明申請者の負担軽減を図るため、学科試験の全部を免除される者以外の者については、「申請書の提出日」からではなく、「学科試験の合格通知があった日」から2年以内に航空従事者技能証明を受けるために必要な年令及び飛行経歴等を証明する書類を提出しなければならないこととし、当該書類の提出期限を延長することとする。(その結果、申請書の提出日から証明書を交付されるまでの期間が延長される。) 【平成17年度中に航空法施行規則を改正】
A-52	政策統括官	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、特定港に入出港等する船舶は、港則法に基づいた各種申請等を港長に対して行わなければならない。 港湾の適切な運営・管理のため、港湾に入出港等する船舶は、条例等に基づいた各種申請等を港湾管理者に対して行わなければならない。	・港湾法第50条 ・港則法第4条、第5条第2項及び第5項、第7条第1項及び第2項、第22条、第23条第1項及び第4項、第36条の3第2項	輸出入・港湾諸手続とこれに基づく申請項目については関係府省に共通のものが多く存在することから、ワンストップサービスやシングルウィンドウ化の推進により、府省横断的な業務・システムについて簡素化・共通化を促進する必要がある。このため、平成17年12月に関係省庁共通の業務・システムについて簡素化・共通化を図るための手順を示した最適化計画を策定したところであり、これを受けて、平成18年3月中に各省庁個別の最適化計画を策定することとしている。 【平成17年12月28日「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」策定、平成17年度中に国土交通省における最適化計画を策定予定】



番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
A-53	政策統括官	第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更認可申請における申請書記載事項の合理化(航空)	第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更認可申請時に提出する事業計画には、フォワーダー・チャーター輸送及びコ・ロード(共同積荷)を行う場合にはその旨を記載しなければならない。	平成15年3月18日付国総貨複第197号「航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について」	第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更認可申請における事業計画記載事項の合理化及び申請者の負担軽減を図るため、平成18年6月を目途に、これまで記載を義務付けていたフォワーダー・チャーター輸送及びコ・ロードを行う旨の記載を不要とする。 【平成18年6月目途に通達を改正予定】
A-54	政策統括官	倉庫開口部の設備構造要件の適正化・明確化	開口部には防犯上の有効な構造及び設備を有していなければならない。鉄格子を備える、網入り又は線入りガラスにより閉塞する等、開口部からの侵入を防ぐ措置が講じられていなければならない。	倉庫業法施行規則第3条の4第2項第10号 倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示第10条 倉庫業法施行規則等運用方針2-11口	倉庫開口部の設備構造要件を近年の技術進歩を踏まえた適正なものとし、その明確化を図るため、平成18年6月を目途に、開口部からの進入を防ぐ措置としてこれまで例示していた鉄格子、網入り又は線入りガラス以外に、防犯・強化ガラス等、一定の性能を有するものを例示に追加する旨の運用方針の改正を行う。 【平成18年6月目途に運用方針を改正予定】
A-55	政策統括官	倉庫の耐火構造に係る基準の緩和	倉庫は遮熱のための措置がなされていなければならない。準耐火構造として認められる金属板一枚張りの屋根及び外壁にあっては、遮熱措置として下地板を有していなければならない。	倉庫業法施行規則第3条の4第2項第5号 倉庫業法第3条の登録の基準に関する告示第6条 倉庫業法施行規則等運用方針2-6口	準耐火構造として認められる金属板一枚張りの屋根及び外壁の遮熱のための措置について、近年の技術進歩を踏まえ、平成18年6月を目途に、スポンジ状のシート等、下地板同等の遮熱効果を有するものについても認める旨の運用方針の改正を行う。 【平成18年6月目途に運用方針を改正予定】